



平成 18 年 12 月 28 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号:3719)
問合せ先 取締役管理本部長 宮武 晴明
電話番号:03-3343-6680

チャンスラボ株式会社の当社に対する反訴提起についてのお知らせ

当社は、平成18年10月10日付で、チャンスラボ株式会社に対して、債務不存在確認請求の訴訟を東京地方裁判所に提起いたしておりますが、その訴訟に関連して、同社より平成18年12月27日付（訴状送達は平成18年12月28日）で反訴を提起されましたのでお知らせいたします。

記

1. 反訴の内容

- (1) 当社は、チャンスラボ株式会社に対し、金7287万円及びこれに対する平成16年10月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うこと。
- (2) 訴訟費用は当社の負担とすること。

2. 今後の予定

訴状の内容を確認し、顧問弁護士とも協議検討の上、裁判の場で争っていくこととしております。なお、経過及び判決につきましては引き続き速やかにお知らせをいたします。

以 上

ご参考



平成 18 年 10 月 10 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号:3719)
問合せ先 取締役管理本部長 宮武 晴明
電話番号:03-3343-6680

チャンスラボ株式会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成18年10月10日開催の取締役会の決議により、チャンスラボ株式会社（旧社名エーティーエー総研、以下同じ。）(東京都中央区、代表取締役 小澤雅治氏) に対して、債務不存在確認請求の訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

記

1. 訴訟の内容

- (1) 当社とチャンスラボ株式会社との間の営業行為に基づき当社が受領した4,200万円に相当する金員に係る同社からの根拠の無い支払請求に対し、当社は支払義務を負わないことを確認する。
- (2) 当社がDBテーブルWeb化パッケージ開発費用として受領した8,232万円に相当する金員に係る同社からの根拠の無い支払請求に対し、当社は支払義務を負わないことを確認する。
- (3) 当社が会員・広告管理システム開発費用として受領した1億1,319万円に相当する金員に係る同社からの根拠の無い支払請求に対し、当社は支払義務を負わないことを確認する。
- (4) 訴訟費用はチャンスラボ株式会社の負担とする。

2. 提起に至った経緯

チャンスラボ株式会社は上記1.(1)、(2)、(3)記載内容の金員について、それらの支払請求をしてきておりますが、それらの支払債務はいずれも存在しないものであるため、今般の訴訟を提起するに至ったものではありません。

今後の交渉の経過及び判決につきまして、引続き速やかにお知らせをいたします。

以 上